

南魚沼市事業継続給付金支給要領

1 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、事業収入が減少している国の持続化給付金の対象とならない市内事業者の事業継続を支援するため、市独自の給付金を交付します。

2 給付対象者

- (1) 申請日時時点で、市内で6か月以上継続して営業している南魚沼市中小企業者等振興基本条例（平成29年南魚沼市条例第1号）第2条第3号に規定する中小企業者等であること。ただし、前条の目的に照らし、市長が適当と認める者は、この限りでない。
- (2) 給付金の支給後も事業活動を継続する意志があること。
- (3) 令和2年2月から同年4月まで（以下「対象期間」という。）と平成31年2月から同年4月までをそれぞれ比較して、事業収入額の減少率が最も高い月（以下「対象月」という。）において、当該減少率が20パーセント以上50パーセント未満であること。この場合において、当該算定方法で事業収入額の減少率の算定ができないときは、市長が別に定める方法によって算定を行うものとする。
- (4) 南魚沼市暴力団排除条例（平成24年南魚沼市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業に該当するもの及びこれに類する業種でないこと。
- (6) 国の持続化給付金の支給対象外であること。

3 給付金額

上限 30 万円

※ただし、昨年1年間の事業収入からの減少分を上限とします。（1,000円未満切捨て）

■給付金額の計算方法

(前年の年間事業収入) - (前年同月比▲20~50%未満で、事業収入が最も減少した1ヶ月の事業収入×12 か月)

※創業から1年未満の方

(基準額×12 か月) - (令和2年2月から4月のうち、事業収入が最も減少した1か月の事業収入×12 か月)

基準額…創業から令和2年1月末までの事業収入の平均月額

4 給付回数

1 事業者につき1 回限りです。

5 申請期間

令和2年5月7日（木）から7月31日（金）まで

6 提出書類

(1)	南魚沼市事業継続給付金支給申請書	
(2)	個人事業主	①令和元年分の確定申告書一式 (電子申告)「メール送信票」と「確定申告書類の控えの写し」 (書面申告)「税務署の受付印のある確定申告書類の控えの写し」
		②青色申告決算書(1～4面)、もしくは収支内訳書(※) ※農業、不動産所得等がある場合はすべてを添付してください。
(2)	法人	①対象月の属する事業年度の直前の事業年度の法人税確定申告書類 (電子申告)「メール送信票」と「法人税申告書別表一の控えの写し」 (書面申告)「税務署の受付印のある法人税申告書別表一の控えの写し」
		②「法人事業概況説明書」、もしくは 「決算書(表紙、貸借対照表、損益計算書)」
(3)	対象期間の事業収入額が分かる帳簿等の写し(様式は任意、参考様式あり)	
(4)	南魚沼市事業継続給付金申請に関する誓約書	
(5)	振込先口座を確認できる書類(預金通帳等)の写し	
(6)	南魚沼市事業継続給付金チェックシート	

創業後間もなく、上記(2)の提出ができない場合は、法人は履歴事項全部証明書の写し、個人事業主は開業届の写しをそれぞれ提出してください。

7 提出方法

下記の提出先に郵送で提出してください。

※新型コロナウイルス感染症予防の観点から、窓口での申請手続による密集・密接を防ぐため、ご理解とご協力をお願いします。

【提出先】 〒949-6696 南魚沼市六日町180-1 南魚沼市役所 商工観光課行

8 問合せ・担当

南魚沼市役所 商工観光課 商工振興班

電話番号：025-773-6665 FAX 番号：025-773-6710

(令和2年5月14日改訂)